

## 令和6年第4回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

令和6年6月25日（火曜日）午前9時30分開議

- 第 1 陳情第 3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
  - 第 2 議案第55号 令和6年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について
  - 第 3 発委第 2号 出雲崎町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
  - 第 4 発委第 3号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
  - 第 5 議員派遣の件
  - 第 6 委員会の閉会中継続調査の件
- 

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（9名）

1番	小林玲子	2番	高橋速円
4番	高桑佳子	5番	宮下孝幸
6番	石川豊	7番	中田孝信
8番	島明日香	9番	加藤修三
10番	中野勝正		

○欠席議員（1名）

3番 三輪正

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	仙海直樹
副町長	山田正志
教育長	曾根乗知
会計管理者	前田研
総務課長	権田孝夫
町民課長	相澤修一
保健福祉課長	金泉修一
こども未来室長	寺尾勉
産業観光課長	内藤良治
建設課長	小崎一博
教育課長	吉岡育子
建設課参事	日山正春
総務課参事	大谷博章
こども未来室参事	星野昌子

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	山田祥汰

---

◎開議の宣告

○議長（中野勝正） これから本日の会議を開きます。

三輪正議員より欠席届が提出されておりますので、報告します。

（午前 9時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（中野勝正） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

---

◎陳情第3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の  
採択を求める陳情書

○議長（中野勝正） 日程第1、陳情第3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを議題とします。

ただいま議題としました陳情第3号は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員長報告を申し上げます。

6月20日の本会議において本委員会に付託されました陳情第3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について審査を終了いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

去る6月21日午後1時30分より、役場議員控室において、委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その経過についてご報告いたします。

陳情第3号は、新潟県労働組合総連合からのものです。現在、新潟県の最低賃金は931円で、最高額の東京都とは182円の格差があり、関東甲信越、北陸13都県中最下位で、到底納得できないとしています。

今回の陳情事項は、1つ、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改定すること。2つ、地域別最低賃金1,500円以上を目指すこと。3つ、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化を図ることの3点です。

委員からは、最低賃金を引き上げること自体はよいと思うが、地域事情を考慮せずに全国一律1,500円とするのには異論がある。全国各地の物価の差や生活実態が異なるなどの地域事情に加えて中小企業の経営安定策なども実行し、具体策を出していかなければならないなどの意見がありまし

た。

慎重審査の結果、全員一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（中野勝正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第3号に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立なし〕

○議長（中野勝正） 起立なしです。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

◎議案第55号 令和6年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（中野勝正） 日程第2、議案第55号 令和6年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第55号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、国の重点支援地方交付金により、令和6年度に新たに住民税非課税となった世帯及び均等割のみ課税となった世帯を対象に、1世帯当たり物価高騰対応重点支援給付金として10万円を支給するものです。

また、税制改正により、令和6年度分の所得税及び個人住民税の定額減税が実施されますが、対象者のうち、定額減税し切れないと見込まれる方に対して調整給付金を支給するものでございます。

補正の内容は、歳出予算では2款総務費、1項15目物価高騰対応重点支援給付金事業費におきまして所要の経費を計上いたしました。

歳入予算では、16款国庫支出金、2項6目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で配分決定

額分を計上いたしました。

これらによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3,598万4,000円を追加し、予算総額を37億170万円とするものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

予算書、歳出予算からお願いいたします。329ページ、2款総務費、1項15目物価高騰対応重点支援給付金事業費では、各節において所要の費用を計上いたしました。新たな非課税給付の対象世帯は60世帯を見込み、そのうち繰越予算分を除く50世帯分を計上し、新たな均等割のみ課税給付の対象世帯は31世帯を見込み、そのうち繰越予算分を除く21世帯分を計上いたしました。給付金の支給は7月中旬から開始する予定です。また、調整給付の対象者は約800人、給付総額は3,137万円を見込み、そのうち繰越予算分を除いた金額を計上いたしました。給付金の支給は8月中旬から開始する予定です。

歳入予算をお願いいたします。327ページ、16款国庫支出金、2項6目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加いたしました。今回は交付金の配分決定額分を計上し、今後実績により交付決定いただいた段階で補正計上をいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

◎発委第2号 出雲崎町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（中野勝正） 日程第3、発委第2号 出雲崎町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、5番、宮下孝幸議員。

○議会運営委員長（宮下孝幸） ただいま上程されました発委第2号、出雲崎町議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定に関するその理由と趣旨につき説明をいたします。

改正前の地方自治法第92条の2では、普通地方公共団体の議会議員は、当該地方公共団体に対し、請負をする者及びその支配人であることができない旨規定されており、議員個人と地方公共団体との間で請負が認められておりませんでした。しかし、令和5年3月に地方自治法の一部が改正され、各会計年度におき、支払いを受ける請負対価総額が300万円を超えない者は、議員個人による請負に対する規制の対象から除外されることとなりました。

また、法改正に伴い、議会運営の公正や事務執行の適正が損なわれないよう、条例で定める地方公共団体に対し、請負をする者である議員が当該請負の対価として各会計年度に支払いを受けた金銭の総額や請負の概要など、一定の事項を議長に報告をし、その内容を議長は公表することとし、請負状況の透明性を確保することが適当であるとの総務大臣からの助言もございます。

以上を踏まえ、地方自治法第92条の2が規定する請負状況を公表することにより、出雲崎町議会議員と出雲崎町との間で行われる請負の透明性を確保し、議会運営の公正を図ることを目的とし、本条例の制定を發議するものであります。

また、本条例の施行日を令和6年7月1日とすることとし、令和6年4月1日から始まる会計年度においての請負から適用することを規定をいたしております。

議員各位にはよろしくご賛同いただきますようお願いを申し上げます、提案理由と趣旨の説明といたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発意第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎発委第3号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（中野勝正） 日程第4、発委第3号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、5番、宮下孝幸議員。

○議会運営委員長（宮下孝幸） ただいま上程されました発委第3号、出雲崎町議会会議規則の一部改正の提案理由の説明をいたします。

今回の一部改正は、令和4年12月28日、第33次地方制度調査会から、多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応策に関する答申が出され、多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、議会に係る手続は一括してオンラインによることを可能とすべきとの提言がなされました。

これを受けて、議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が、第211回の国会において令和5年4月26日に成立をし、同年5月8日に公布され、議会に係るオンライン化は令和6年4月1日に施行されました。法改正を受け、当町議会においても関連する手続のオンライン化に対応すべく、会議規則の一部改正を行うものであります。

また、会議規則を現在の社会情勢に照らし合わせて、その文言の調整や規定ぶりの見直しも行うものであり、議員各位にはよろしくご賛同いただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発意第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（中野勝正） 日程第5、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第128条の規定により、お手元に配付いたしましたとおりに議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしましたとおりに議員を派遣することに決定しました。

---

#### ◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（中野勝正） 日程第6、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（中野勝正） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第4回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前 9時46分）